

生物多様性条約第 5 回国別報告書について

○経 緯

- 生物多様性条約第 26 条により、締約国は条約の実施のために取られた施策と、それらの施策の条約の目的達成のための有効性について、条約事務局に報告することを求められている。
- 生物多様性条約 COP10 における決定 X/10 に基づき、締約国は第 5 回国別報告書を 2014 年 3 月 31 日までに提出することを求められている。
- 第 5 回国別報告書は、COP10 で採択された戦略計画 2011-2020 の実施状況と愛知目標の進捗状況に関する中間評価（2014 年 10 月に韓国・ピョンチャンで開催予定の COP12 の議題）に必要な情報を提供する。
- 第 5 回国別報告書は COP12 で決定予定の地球規模生物多様性概況第 4 版（GB04）に貢献するとともに、2015 年が達成年度となっているミレニアム開発目標の進捗状況にも貢献することが求められている。
- 2014 年 3 月 25 日に生物多様性条約事務局へ提出

○構 成

要 約		
第 1 章 生物多様性の現状、 傾向及び脅威、 人類の福利のための実践	第 2 章 生物多様性国家戦略、 その実施、 生物多様性の主流化	第 3 章 愛知目標の達成状況、 ミレニアム開発目標への 貢献
40～100 ページ		
附属書 I：報告書の作成過程 附属書 II：参考情報		

- 国別報告書では、生物多様性国家戦略の実施状況及び愛知目標の達成状況について記載することになっていることから、現在実施している生物多様性国家戦略 2012-2020（愛知目標を踏まえて 2012 年 9 月に改定）の点検内容を踏まえて記載。

○パブリックコメント

- 実施期間 2014 年 1 月 27 日（月）～2 月 20 日（木）【25 日間】
- 意見提出 個人 6、団体 5 【のべ意見数件 91 件】
- 対応状況 資料 3 - 3 のとおり

○愛知目標の達成状況評価

- 愛知目標に対応して生物多様性国家戦略 2012-2020 において設定された 5 つの戦略目標、13 の国別目標、その達成に向けた 48 の主要行動目標については、それぞれ施策に進展が見られました。また、達成状況を評価するために設定した関連指標群についても、データを更新できたものは、概ね全てにおいて進展が見られました。
- 戦略目標 A に関しては、多様な主体の参画により設立された「国連生物多様性の 10 年日本委員会」により主流化の取組が進められるとともに、生物多様性地域戦略の策定や企業や民間参画の取組が進むなど、生物多様性の社会における主流化の達成に向けた各種取組が進みました。
- 戦略目標 B に関しては、生態系ネットワーク形成、自然再生事業、鳥獣保護管理施策の充実に向けた検討、生物多様性の保全を確保した持続可能な農林水産業の実施に向けた取組、水環境の改善、侵略的外来種対策など、生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組が進みました。
- 戦略目標 C 関連では、自然公園や鳥獣保護区等の保護地域の指定面積増加、レッドリストの見直しや法制度の強化などの絶滅危惧種の絶滅や減少を防止する対策、農業生物資源ジーンバンク事業による農業生物の遺伝資源の保全など、生物多様性の状況を改善するための取組が総合的に進められました。
- 戦略目標 D に関しては、SATOYAMA イニシアティブなどの取組を通じて、気候変動の緩和と適応への貢献を含め、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図っています。また、名古屋議定書の早期締結に向けた取組を進めています。
- 戦略目標 E の達成のために、国家戦略に基づく施策の進捗状況の点検作業を通じて、その着実な推進を図るとともに、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備や、IPBES への支援や国内体制の整備等により科学的基盤を強化しています。また、生物多様性日本基金等を通じ、生物多様性分野における途上国の能力構築を推進しています。

表. 愛知目標の達成状況に関する整理表

愛知目標		各愛知目標の概要	国別目標の設定	主要行動目標目標数	関連指標の設定数	増加・改善傾向の指標数※1	現状レベルを維持している指標数※2	愛知目標の達成状況※3
戦略目標A 根本的要因への取組	愛知目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する	●	5	14	9/10	0/10	
	愛知目標2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる						
	愛知目標3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される						
	愛知目標4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する						
戦略目標B 直接的要因への取組	愛知目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する	●	4	4	4/4	0/4	
	愛知目標6	水産資源が持続的に漁獲される	●	4	14	7/10	2/10	
	愛知目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される	●	3	10	5/8	2/8	
	愛知目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる	●	3	4	3/3	0/3	
	愛知目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される	●	1	4	0/1	1/1	
	愛知目標10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する	●	4	10	9/9	0/9	(陸域) (海域)
戦略目標C 状況の維持改善	愛知目標11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等の管理等を通じて保全される	●	5	7	3/5	1/5	
	愛知目標12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される	●	3	6	5/6	1/6	
	愛知目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される	●	2	-	-	-	
戦略目標D 自然の恵みの強化	愛知目標14	自然の恵みが提供され、回復・保全される	●	2	2	1/1	0/1	★
	愛知目標15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する	●	1	-	-	-	
	愛知目標16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される	●	4	2	2/2	0/2	
戦略目標E 実施の強化	愛知目標17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する	●	1	-	-	-	
	愛知目標18	伝統的知識が尊重され、主流化される	●	4	2	2/2	0/2	
	愛知目標19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される		1	-	-	-	
	愛知目標20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する		1	-	-	-	

※1 分母は、関連指標群の内、複数年のデータがあり、評価可能な指標数、分子はそのうち増加・改善傾向にある指標数

※2 分母は、関連指標群の内、複数年のデータがあり、評価可能な指標数、分子は数値に増減がない、すでに高い基準を維持しているような、現状レベルを維持している指標数(※1の指標を除く)。すでに目標値や基準を満たしている指標もあり、これらの指標についても愛知目標の達成に貢献している。

※3 愛知目標をすでに達成しているものに★、国家戦略のⅡ部Ⅲ部の点検作業の中で各愛知目標に関する施策が進展しているもの向上向き矢印を付しているものであり、表中の「増加・改善傾向の指標数」及び「現状レベルを維持している指標数」を基準に評価しているものではない。また、目標17に関しては、国家戦略を改訂し、施策を実施しているところであるが、引き続き各目標達成に向けて施策を実施する。

○目 次

要約

第1章 生物多様性の状況、傾向と脅威

1. 1 生物多様性の重要性
1. 2 生物多様性の状況や傾向に関する主な変化
1. 3 生物多様性の危機の構造
1. 4 生物多様性の変化による生態系サービス、社会経済、文化への影響
1. 5 生物多様性の将来シナリオ

第2章 生物多様性国家戦略の実施状況及び生物多様性の主流化

2. 1 生物多様性国家戦略の策定経緯
2. 2 生物多様性国家戦略 2012-2020
2. 3 第4回国別報告書以降の施策の進展
2. 4 生物多様性の主流化
2. 5 生物多様性国家戦略の実施状況

第3章 愛知目標の達成状況及びミレニアム開発目標への貢献

3. 1 愛知目標の達成状況
3. 2 ミレニアム開発目標の成果への貢献
3. 3 条約の実施から得た教訓

付属書Ⅰ 報告書の作成過程

付属書Ⅱ 参考情報